

議案第106号

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月1日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」に基づき、当該条例の一部を改正するため。

## 石岡市介護保険条例の一部を改正する条例

石岡市介護保険条例（平成17年石岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「氏名及び住所」を「氏名，住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に定める個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第17条第2項第1号中「氏名及び住所」を「氏名，住所及び個人番号」に改める。

### 附 則

この条例は，平成28年1月1日から施行する。